

令和6年度

# 学校いじめ防止基本方針

川崎市立南菅中学校

# 令和6年度 川崎市立南菅中学校いじめ防止基本方針

## 1 令和6年度 学校経営方針

教育基本法  
学校教育法  
中学校学習指導要領  
かわさき教育プラン

### 学校教育目標

知・徳・体・意の調和のとれた  
人間性豊かな生徒の育成

1. 正しい判断力を身につけ、自ら学ぶ意欲を持つ人
2. 礼儀正しく、思いやりのある明るい人
3. 健全な心身をもち、勤労を愛する人
4. 責任感と忍耐力の人

教育方針 「生徒がいるところには教師がいる」を合言葉に、  
丁寧に寄り添い一人ひとりの生徒を大切にする

- 1 (確かな学力) 確かな学力定着と主体的に活動できる力を育てる教育の推進
- 2 (豊かな心) 思いやりのある豊かな心を育てる教育の推進
- 3 (健やかな心身) 健やかな心身を育てる健康・安全教育の推進
- 4 (魅力ある開かれた学校) 家庭や地域と連携し、共に生徒を育てる教育の推進

### 本年度の重点目標

① 確かな学力	② 豊かな心	③ 健やかな心身	④ 魅力ある開かれた学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎基本の定着、わかる授業の実践</li> <li>○個別最適な学び、協働的な学び、深い学びの追求</li> <li>○主体的な特別活動等を通しての生徒の自己肯定感の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権尊重教育の推進</li> <li>○一人ひとりを大切にする支援体制の効果的運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な生活習慣の確立</li> <li>○健康教育、安全(防災、情報モラル)教育の推進</li> <li>○安全・安心で快適な学習環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キャリア在り方生き方教育の推進</li> <li>○家庭、地域への情報発信と連携</li> <li>○学校関係者評価等による教育改善</li> </ul>

### 具体例

<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業のユニバーサルデザイン化</li> <li>○生徒が主体的に活動したり、互いの意見を交流させる授業展開</li> <li>○行事や特別活動に生徒が主体的に関わり、達成感や満足感を得、自信を持てる取り組みの工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様性への寛容や個性の尊重を学ぶ人権尊重教育</li> <li>○いじめを絶対にしない、させないという意識が定着する取り組み</li> <li>○SOS出し方・受け止め方教育</li> <li>○生徒との信頼関係の構築と困り感の早期発見、対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な生活習慣等、ルールやマナーが身に付き、望ましい学校生活を送れることの意義を生徒自身が考え、主体的に習慣を身に付ける取り組み</li> <li>○SNSトラブル等防止のための、情報モラル教育推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キャリア在り方生き方教育を盛り込んだ総合的な学習の改善</li> <li>○学校教育への理解と協力を求めるため、ホームページ等の充実による学校情報の発信</li> <li>○生徒のより良い育成を目指した保護者、地域、学校の連携</li> <li>○学校運営協議会や学校評価による教育改善</li> </ul>
---	--	---	--

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のようにとらえることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものではなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒と信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめ防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

#### ④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。

また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

## ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくりまします。

## ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況におうじて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立する。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制の見直しを行います。

### ② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

### ④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

## ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## ⑥ 保護者へのお願い

- お子様に対し、いつでもいじめる側にもいじめられる側にもなりうることを意識させ、いじめに加担したり、見て見ぬふりをしたりしないようお話してください。
- いじめに関する被害や悩みなどがある場合は、迷わず周囲の大人や先生、友だちに相談するように働きかけるようお願いします。
- いじめを発見した場合や子どもからいじめに関する相談を受けたときには、速やかに学校や関係機関に情報提供や通報を行うようにしてください。
- 日ごろからお子様とコミュニケーションを取り、お子様が安心して学校生活を送れるよう、学校が講ずるいじめ防止等のための措置にご協力ください。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

次にあげる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の時間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 生徒が自死を企図した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やそのほかの争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター  
教育相談担当、養護教諭、部活動顧問責任者、スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・教育相談のねらい、年間計画の作成
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携
- ・PTA校外委員会との連携
- ・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・児童相談所との連携

## 7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（学校体制検討委員会・生徒指導部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認、構成員の確認・役割分担、年間指導計画確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラムの取組について</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施</li> <li>・SOS出し方受け止め方教育の実施</li> <li>・学校生活アンケート集約について</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談週間、地域巡回の実施</li> <li>・携帯・スマートフォン等情報モラル講演会実施</li> <li>・学校生活（教育相談）アンケート結果を受けての対応について</li> </ul> <p>【生徒指導点検強化月間】の取組</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・三者面談の実施</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・いじめの防止対策に関する研修会</li> <li>・地域パトロール</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回学校生活（教育相談）アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・学校生活アンケート集計について</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・教育相談週間の実施</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・三者面談の実施</li> <li>・学校評価アンケート実施</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第3回学校生活（教育相談）アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・教育相談週間の実施</li> </ul> <p>【学校体制振り返り月間】の取組</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

項 目		具 体 的 内 容
指導体制	職員間の意思疎通	<ul style="list-style-type: none"> <li>■職員の一丸化、取り組み事項の意志統一をいっそう強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活では、生徒一人について複数の教員がそれぞれの持ち場（学級、授業、部活、委員会等）で生徒と接する場面がある。それぞれの場面で活動する生徒の様子について情報交換を密にし、職員全体が個々の生徒理解に努めるとともに、職員全体で生徒を見守り、学校生活全体の中で指導していく体制</li> </ul> </li> </ul>
	学校の指導体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■校内いじめ防止対策会議（旧学校体制検討委員会）を継続設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期実施を通して、取り組み成果（子どもの様子）を検証し、取り組みの補充、方法や内容の再検討を随時図る</li> <li>・職員の指導体制全般の現状を検証し、課題の洗い出しとその改善点について全体に提起する</li> <li>・年度末の総括を通して次年度に向けた課題設定、取り組み内容と方法の検討</li> </ul> </li> </ul>
生徒指導	生徒との関わり  小さな問題の 早期発見・早期対応 の動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>■朝登校時からの生徒の表情や様子の観察を通して、小さな変化への気づき。情報交換、早期対応につなげる</li> <li>■休み時間は教室、廊下にて生徒とのふれあい、観察に努める動きの継続、徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対話場面を多く作り出し、生徒理解に努めるとともに、心のつながりを深める</li> </ul> </li> <li>■放課後の部活動、委員会活動、学年・学級活動等の生徒の活動場面での「教師がその場で指導」の原則をいっそう徹底する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもがいるところには教師がいる」を合言葉に事故や問題発生の防止に努める</li> </ul> </li> <li>■意識調査の継続実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生は入学早期に実施して生徒の実態を把握し、指導の手立てとする</li> <li>・2,3年生は夏休み前に実施して、今年度の結果と比較分析し、指導の手立てとする</li> <li>・1,2年生については年度末に再度実施して、生徒の変容を確認する</li> </ul> </li> <li>■担任、教科担任、顧問等の持場で生徒観察、情報提供の徹底。いじめ発見チェックシートの活用を継続               <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な持ち場での生徒観察で「ちょっと気になる」芽の段階から早期発見、早期対応につなげる</li> <li>・その日の出来事をその日に共有し、その日に行動することに努める</li> </ul> </li> </ul>
	心のケア・  心を育む指導  ・他者理解 ・人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育相談の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の関わりでの観察とともに、抱える悩みや思いを聞き取ってあげられる場面を定期的に設定する</li> <li>・事前アンケートや個々の状況に対応した継続相談等、実施前後の取り組みをいっそう充実させる</li> </ul> </li> <li>■道徳教育の充実 → いじめ防止に関する道徳の実施</li> <li>■かわさき共生＊共育プログラムの実施と充実（研究協力校6年目）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・心のやさしさの根本となる「他を思いやる心、他を尊重する心」を育てる指導</li> </ul> </li> <li>■絵本「しらんぷり」を活用した道徳の実践               <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生を対象に実施する 「私のせいじゃない」など授業研究</li> </ul> </li> <li>■各教科の観点別評価をもとにした個々への指導（22年度より実施）等を通し、学習面への支援の充実</li> <li>■わかる授業、楽しい授業に向けたいっそうの工夫・改善               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習面のつまづきがきっかけの問題を防止していく</li> <li>・学校生活の中心であり、指導の基本となる授業に、積極的に取り組める生徒</li> </ul> </li> <li>■学級活動等の話し合い活動の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の様々な取り組みを通して学んだ「人との関わり方、思いやりの心」の実践の場</li> </ul> </li> </ul>
保護者連携	ともに育む  ・情報発信 ・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>■三者面談、二者面談、授業参観、学級懇談会の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの学校生活の様子と家庭での様子を直接伝え合える機会であり、家庭と学校が子どもの状況や抱える課題を共有し、一緒に子どもの成長を考えていける大切な機会</li> </ul> </li> <li>■公開授業週間、行事等への保護者参観の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの活動と頑張る姿を直接観ていただく機会。保護者参加型の行事を通して一緒に活動する機会</li> </ul> </li> <li>■学級、学年だより等の発行の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の様子、生徒の活動や活躍、課題等々について積極的に情報発信し、学校を理解していただく機会を設定する</li> </ul> </li> <li>■学校評価の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のような取り組みを通して学校の様子を直接見ていただくことにより、保護者から見える学校の課題についての意見を集約し、学校の取り組みの改善に役立てる→当日のアンケート実施等</li> </ul> </li> </ul>
小中連携	ともに育む	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小中連携推進協議会の組織化</li> <li>■交流機会の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童生徒交流（行事相互協力、作品交流、合同会議、体験学習 等々）</li> <li>◆職員交流（相互授業参観、合同研修会 等々）</li> <li>◆小学校保護者への中学行事の案内</li> </ul> </li> <li>・小学生の中学生活への不安（中1ギャップ）の解消に役立てる</li> <li>・職員間の相互理解を通して、同じ地域の小中学校が手を携えて子どもを見守り、育む体制づくり</li> </ul>
地域連携	ともに育む	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校として地域行事への参加協力と、学校行事への協力依頼を通して、相互協力体制を推進していく</li> <li>■地域教育会議等を通して学校の様子を情報発信               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの成長には地域力が不可欠であり、地域・保護者・学校の三者が一体となって、学区の大人全体で子どもを見守り、育てていく体制づくりに努める</li> </ul> </li> <li>■学校運営協議会（コミュニティースクール）に、いじめ防止に向けた取組への協力を求める</li> </ul>

## 生徒の自主的な取組

### [自主的な企画・運営]

- ・集会、生徒集会での人間関係づくりのレクリエーション
- ・あいさつ運動

### [交流活動の活性化]

- ・縦割り活動（体育祭、合唱コンクール練習、年間を通じた企画）
- ・部活動での小学校、地域施設、高齢者施設訪問
- ・委員会活動での高齢者施設訪問
- ・小中高連携活動（体験授業・体験入部・子ども会議）
- ・地域教育会議の行事での交流活動

### [啓発活動]

- ・生徒会本部、生活委員会、生徒ボランティアによるいじめ防止啓発活動
- ・いじめ防止（他者理解）標語の募集

## 保護者の取組（PTA 活動）

- ・学区パトロール、朝のあいさつ運動での見守り活動

## 地域住民の取組

- ・あいさつ運動での見守り活動
- ・図書ボランティアでの見守り活動
- ・防災の集いや祭礼での交流

